

木曾川水系河川整備計画(変更原案) 意見

※必須記載事項 (記載が無い場合はご意見として受付できません)

※	ふりがな お名前	ざいま まさし 在間 正史
※	ご住所	[REDACTED]
	ご連絡先 (差し支えなければご記入願います。)	[REDACTED]
水防災意識社会の再構築に対するご意見 【本文 第3章第1節第1項4(2)、第3章第2節第1項9(2)(3)(4)(5)】		
第3章第1節第1項4(2) 被害を最小化するための取り組みについて ハードソフト対策として、「「伝統的防災施設」である堤防不連続部(霞堤)により従来から遊水機能を有する地域については、当該地域の保水・遊水機能を適切に確保するため、関係地方公共団体に、当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して、その機能の積極的な保全に努め、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進する。」を追加する。(後記長良川遊水地に対する意見(2)と同旨)		
良好な自然環境の保全・再生及び魅力有る水辺空間の創出に対するご意見 【本文 第3章第1節第3項2(4)、第3章第2節第3項2(1)(2)(3)】		
第3章第2節第3項2(1)の末尾に以下の文章を追加する。 「 木曾三川沿川の地方公共団体との連携・協力がより良い河川環境を確立するために不可欠である。平成7年に長良川河口堰のゲートが閉じられてから、堰上流部は、水位変化のない湛水域となって様々な生きものが棲む豊かなヨシ原が90%消滅し、堰下流部の河床は、海からの汚れが堆積して酸素が消費され、還元状態のヘドロとなり、酸素を必要とする生物が生息できない状態となっており、堰は回遊魚の遡上・降下の障害となっている。長良川下流部の環境は、河口堰建設前に比べて大きく悪化している。このように悪化した長良川下流部の環境の回復・改善ためには、河口堰の開門が必要である。現在、愛知県では長良川河口堰最適運用委員会が設置され、河口堰の開門調査を提案し、そのための諸活動が行われている。愛知県の長良川河口堰最適運用委員会と連携・協力し、河口堰の開門調査を行う。」		

長良川遊水地に対するご意見

【本文 第3章第1節第1項1(3)、第3章第1節第1項4(2)】

(1) 第3章第1節第1項1(3)②遊水地の整備（美濃市横越）について

①環境への配慮について

遊水地は河道内に設置するものであり、現況は、河道内に、河川水流れの運搬・堆積・洗掘作用によって、多様な地盤高の地形が形成され、その上に、多様な植生が形成されるとともに多種の動物類が生育して、生態系が形成されている。

原案には、湛水面積約20ha、容量約144万 m^3 メートルの記載があるだけで、現況がどのように改変されるかの記載がない。河川整備計画の記載として不十分であり、現況がどのように改変されるかを記載すべきである。

木曾川水系流域委員会の資料によれば、対象地の河床は水平ではなく、平水位より高い堆積があり、これを掘削除去して遊水地として必要な水深（囲繞堤高）を確保するようになっている（遊水地底が水平として単純計算すれば、7.2mの水深を確保することになる）。そうすると、現況生態系は根本的に失われることが予想される。遊水地を設置するとしても、現況生態系の基盤である現況地形を改変しない遊水地にすべきである。

②河川右岸堤防等について

現在、当該区間は国土交通大臣指定管理区間外であり、その河川管理は岐阜県によって行われている。遊水地が国土交通大臣の管理となった場合、河道の部分は、岐阜県の管理のままなのか国土交通大臣の管理となるか、明記すべである。国土交通大臣指定区間となるのであれば、遊水地の設置と同時にその堤防整備を完了することを明記すべである。

左岸堤の現況堤防高は、計画堤防高（余裕高1.5m）に達しておらず、遊水地上流側では高水位+0.3m程度しかない。したがって、左岸堤の整備補強、特に天端だけでなく裏法も洗掘対策をした耐越水堤防にすることが必要である。また、堤内地は、現在、水田が広がっていて遊水機能を有しているの、岐阜県や美濃市等に対し、当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して、その機能を積極的に保全して確保するようにすることを明記すべきである。

(2) 第3章第1節第1項4(2)第6段落について

「流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、木曾川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。」は以下のように改める。

「「伝統的防災施設」である堤防不連続部（霞堤）により従来から遊水機能を有する地域については、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるだけでなく、当該地域の保水・遊水機能を適切に確保するため、関係地方公共団体に、当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して、その機能の積極的な保全に努め、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進する。」